

令和8年度 和歌山県田辺市における誘客促進事業について

田辺市では、世界遺産熊野古道をはじめ、当市の豊富な観光資源（闘雞神社、龍神温泉、百間山溪谷、熊野本宮温泉郷等）への誘客を促進し、地域経済の活性化を図ることを目的に、下記のとおり旅行商品造成等に対する支援事業を実施いたします。

●団体旅行誘致促進事業費補助金

田辺市内にバス1台につき 10 名以上で1泊以上する旅行を催行いただける旅行者等に対して支援を行います。

＜実施期間＞ 令和8年4月1日～令和9年3月31日

＜補助金額＞ バス1台につき 30,000円 （最大3台 90,000 円まで）

●スポーツ合宿・教育旅行等特別誘致事業費補助金

田辺市内において、10 名以上の団体で延べ 20 人泊以上の宿泊を伴うスポーツ合宿、教育旅行等及びMICE（会議・研修等）を実施する団体の主催者又は企画・造成を行う旅行者等に対して支援を行います。

＜実施期間＞ 令和8年4月1日～令和9年3月31日

＜補助金額＞ 宿泊延べ人数 × 1,000円 （1 団体あたり 200,000 円まで）

●旅行商品企画促進事業費補助金

田辺市内における旅行商品の造成・企画等のために、観光素材や観光施設・宿泊施設等の現地下見を行う旅行会社に対して支援を行います。※視察のアテンドも可

＜実施期間＞ 令和8年4月1日～令和9年3月31日

＜補助金額＞ 1人あたり20,000円まで （1 団体あたり 40,000 円まで）

※和歌山県観光連盟でも同種の助成制度があります。（併用可）

●周遊旅行商品に対する協賛（記念ノベルティの提供）

一定要件を満たした団体旅行商品に対して、記念ノベルティの協賛を行います。

＜実施期間＞ 令和8年4月1日～令和9年3月31日

＜記念品＞ 田辺市特製マルシェバッグ
（イメージ）



●コンベンション誘致促進事業費補助金

田辺市内において、一定要件を満たしたコンベンション（大会、学会、会議及びスポーツ大会又はこれらに準ずるもの）等を開催する主催者に補助金を交付します。

＜実施期間＞ 令和8年4月1日～令和9年3月31日

＜補助金額＞ 1コンベンションあたり50,000円～300,000円まで

田辺市団体旅行誘致促進事業費 補助金交付申請について

補助対象（期間等）

令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に、旅行行程の出発地点を田辺市外とし、市内にバス1台につき**10名以上**で**1泊以上**する旅行を催行いただける旅行業者等に対して下記の助成を行います。

補助額

バス1台につき **30,000** 円（最大3台 90,000 円まで）

※期間中においても、補助金交付見込み額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。（先着受付順になります。）

※補助金は期間を通して1団体あたり3台までといたします。

（旅行会社による募集型企画旅行の場合、1企画あたり3台まで）

※田辺市教育旅行・スポーツ合宿等誘致事業費補助金との併用はできません。

補助金交付までの事務的な流れ

補助金交付申請書（様式第1号）を

田辺市観光振興課（以下「観光振興課」という。）へ提出（申請）

添付書類

- ・旅行行程表
- ・旅行の日程が記載されている書類（パンフ、チラシ等）

【要綱・交付申請】

田辺市観光振興課HPよりダウンロードしてください。

https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1_2/1400.html

観光振興課で申請を受け内容を審査し、適当と認めたとき
交付決定通知書（様式第2号）により旅行業者等へ通知

旅行業者等は、交付決定を受け団体旅行を実施

旅行業者等は**実績報告書兼交付請求書（様式第5号）**を観光振興課へ提出

添付書類

- ・参加者の宿泊に係る**領収書**の写し（請求書や旅行券は不可）
- ・実施旅行の旅程が記載されている書類（パンフ、チラシ等）
- ・バス2台以上で実施した場合は、その台数を証明できる書類（様式第6号）

観光振興課で実績報告書兼交付請求書の内容を審査し、適当と認めたとき
額の確定を通知（様式第7号）するとともに、補助金を交付

お問合せ先

田辺市観光振興課

[所在地：〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号]

TEL:0739-26-9929 FAX:0739-22-9903

Mail:kankou@city.tanabe.lg.jp HP:https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1_2/1400.html



田辺市スポーツ合宿・教育旅行等誘致事業費 補助金交付申請について

企業の研修旅行
にも使えます！

補助対象（期間等）

令和8年4月1日～令和9年3月31日に、旅行行程の出発地点を田辺市外とし、市内の宿泊施設（田辺スポーツパーク除く）に **10人以上**の団体で **20人泊以上**の宿泊を伴う スポーツ合宿、教育旅行等 及び MICE（会議・研修） を実施する団体の主催者又は、企画・造成を行う旅行者に対して下記のとおり補助金の交付を行います。

※スポーツ合宿については、市内宿泊の当日又は翌日に、南紀エリアスポーツ合宿誘致推進協議会に属する市町村内に所在地を有する体育施設を利用する必要があります。

補助額

宿泊延べ人数×1,000円（最大200人泊/200,000円）を補助します。

※期間中においても、補助金交付見込み額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。（先着受付順になります。）

※1団体旅行あたり200,000円までといたします。

※田辺市団体旅行誘致促進事業費補助金との併用はできません。

補助金交付までの事務的な流れ

申請者

補助金交付申請書（様式第1号）を田辺市観光振興課（以下「観光振興課」という。）へ提出（申請）

添付書類

・旅行の日程が記載されている書類（行程表やタイムスケジュール等）

【要綱・交付申請】

田辺市観光振興課HPよりダウンロードしてください。

https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1_2/1400.html

観光振興課

内容審査後、適当と認めたとき**交付決定通知書（様式第2号）**により申請者へ通知



宿泊延べ人数（補助額）
の変更がない場合

交付決定を受け団体旅行を実施



補助額（宿泊延べ人数）が増える場合
※減額の場合は変更・中止承認申請書の省略可

申請者

変更・中止承認申請書（様式第3号）を観光振興課に提出

観光振興課

内容審査後、**変更決定通知書（様式第4号）**にて申請者に通知

申請者

変更決定通知を受け団体旅行を実施

申請者

実績報告書兼交付請求書（様式第5号）を観光振興課へ提出

添付書類

・旅行の日程が記載されている書類（行程表やタイムスケジュール等）
・参加者名簿
・宿泊者数等証明書

観光振興課

内容審査後、適当と認めたとき**額の確定を通知（様式第6号）**するとともに、補助金を交付

お問合せ先

田辺市観光振興課

[所在地：〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号]

TEL: 0739-26-9929

FAX: 0739-22-9903

Mail: kankou@city.tanabe.lg.jp HP: https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1_2/1400.html



田辺市周遊旅行商品に対する**記念品**交付事業について

田辺市では、平成 28 年 10 月の田辺市内 5 箇所の世界遺産追加登録（闘雞神社、熊野古道北郡越、長尾坂、潮見峠越、赤木越）を契機とした田辺市への誘客を促進するため、下記の要件を満たす旅行商品を企画する旅行業者に対し、記念品を交付いたします。

交付要件

次のいずれにも該当する団体旅行が対象となります。

- ① 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの間において催行される団体旅行
- ② 募集型企画旅行であり、かつ最少催行人数 10 名以上のエスコート付きの団体旅行
- ③ 闘雞神社を参拝、又は熊野古道北郡越、長尾坂、潮見峠越、赤木越のいずれか 1 箇所のウォークを行う日程であること。
- ④ 田辺市内において、飲食・土産物購入等の消費活動を行うことができる施設を利用する、または田辺市内のガイド・語り部団体等を利用する日程であること。

記念品

田辺市特製マルシェバッグ

※期間中においても、交付見込数が在庫数に達した場合は、別の記念品になる可能性があります。（先着受付順になります。）



記念品交付までの事務的な流れ

記念品交付申請書(様式第 1 号)を

田辺市観光振興課（以下「観光振興課」という。）へ提出（申請）

添付書類

- ・旅行行程が記載されている書類
- ・催行日（出発日）が記載されている書類

【要綱・交付申請】

田辺市観光振興課 HP よりダウンロードしてください。

https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1_2/1400.html

観光振興課で申請を受け内容を審査し、適当と認めたとき

交付決定通知書（様式第 2 号）により旅行業者へ通知

旅行業者は、交付決定を受け、旅行催行日の **10 日前**を目途に

催行日及び催行人数を観光振興課へ報告（任意様式）

旅行業者は、予め指定した交付場所・日時に

記念品引換書（様式第 5 号）を提出し、記念品を受け取る

交付場所

田辺市観光センター、街なかポケットパーク、熊野古道館、世界遺産熊野本宮館
ほか

旅行業者は、全ての旅行が終了したら**実績報告書（様式第 6 号）**を観光振興課へ提出

お問合せ先

田辺市観光振興課

所在地：646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目 5 番 1 号

TEL:0739-26-9929 FAX:0739-22-9903

Mail:kankou@city.tanabe.lg.jp

HP:https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1_2/1400.html



田辺市旅行商品企画促進事業費補助金交付事業について

田辺市では、市内（闘雞神社、龍神温泉、百間山溪谷、熊野古道、熊野本宮大社等）を訪れる旅行商品の造成促進を図るため、市内において観光素材や観光施設、宿泊施設等の現地視察を行う旅行者に対し、補助金を交付するとともに、ご希望に応じて視察のアテンドを行います。

補助金交付要件

次のいずれにも該当する現地視察が対象となります。

- ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において実施される商品造成を目的とした視察であること。
- ② 宿泊を伴う視察を実施するときは、田辺市内に一泊以上宿泊すること。
- ③ 視察完了後、田辺市内の観光施設を含む旅行商品を造成すること。ただし、何らかの理由で造成できない場合は、その理由を報告すること。
- ④ 造成後の本市への送客状況等に関する調査について協力すること。

補助金対象経費

次に掲げる旅行商品の造成に要する経費が対象となります

- ① 発地から現地までの交通費
- ② 宿泊費
- ③ 観光施設の入場料及び体験料
- ④ 語り部及びガイド利用に係る経費
- ⑤ その他商品造成に必要と認められる経費

補助金額

1人あたり20,000円まで（1回あたり2名・40,000円まで。期間中2回まで利用可能）

※期間中において、補助交付見込額が予算額に達した場合は、それ以降の補助は行いません。（先着受付順になります。）

※補助金の振込先は会社または営業所等の口座となります。視察担当者の個人口座へのお振込みはできません。予めご了承ください。

補助金交付までの事務的な流れ

補助金交付申請書(様式第1号)を

田辺市観光振興課（以下「観光振興課」という。）へ提出（申請）

添付書類

- ・視察の行程表及び参加者名簿
- ・旅行商品の企画書
- ・視察に係る経費明細書

【要綱・交付申請】

田辺市観光振興課HPよりダウンロードしてください。

https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1_2/1400.html

観光振興課で申請を受け内容を審査し、適当と認めたとき

交付決定通知書（様式第2号）により旅行者へ通知

旅行者等は、交付決定を受け現地視察を実施

旅行者等は実績報告書兼交付請求書（様式第5号）を観光振興課へ提出

添付書類

- ・視察結果概要及びアンケート（様式第6号）
- ・旅行商品造成予定報告書（様式第7号）
- ・補助対象経費の領収書等

観光振興課で実績報告書兼交付請求書の内容を審査し、適当と認めたとき

額の確定を通知（様式第8号）するとともに、補助金を交付

お問合せ先

田辺市観光振興課 [所在地：646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号]

TEL:0739-26-9929 FAX:0739-22-9903

Mail:kankou@city.tanabe.lg.jp HP: https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1_2/1400.html



田辺市コンベンション誘致促進事業費補助金交付事業について

田辺市内においてコンベンション（大会、学会、会議及びスポーツ大会又はこれらに準ずるもの）等の開催を推進するため、コンベンションの主催者に補助金を交付します。

補助金交付要件

次のいずれにも該当するコンベンションが対象となります。

- ① 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に市内で開催されるコンベンションであること。
- ② 県外からの参加者の数が3分の2以上であること
- ③ コンベンション参加のために市内宿泊施設に宿泊する延べ宿泊者数が100人以上であること。
*主催者及びコンベンションの性質や目的によっては補助対象外となることがあります。
*田辺スポーツパーク内宿泊施設への宿泊者は延べ宿泊者数に含みません。

補助金対象経費

次に掲げるコンベンション開催に要する経費が対象となります

対象経費	内容
会場経費	会場借上料
会場設営費	機材経費、電気製品（放送設備、画像上映設備等）使用料、 バス借上料（宿泊施設～会場間）
制作費	看板制作費
印刷製本費	ポスター・パンフレット・プログラム・資料の印刷経費
講師に係る経費	講師の謝礼、旅費

補助金額 1 コンベンションあたり 50,000 円～300,000 円まで

市内宿泊施設の延べ宿泊者数	補助金額（上限額）
100～199 人	50,000 円
200～299 人	100,000 円
300～499 人	200,000 円
500 人～	300,000 円

補助金交付までの事務的な流れ

補助金交付申請書(様式第1号)を田辺市観光振興課（以下「観光振興課」という。）へ提出（申請）

添付書類

- ・プログラム等、コンベンションの内容がわかるもの
- ・収支予算書（または様式第2号）
- ・対象経費の内訳書（または様式第3号）

【要綱・交付申請】 田辺市観光振興課HPよりダウンロードしてください。
https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1_2/1400.html

観光振興課で申請を受け内容を審査し、適当と認めたとき
交付決定通知書（様式第4号）によりコンベンション主催者へ通知

コンベンション主催者は交付決定を受けた後、コンベンションを開催

コンベンション主催者は実績報告書兼交付請求書（様式第7号）を観光振興課へ提出

添付書類

- ・収支決算書（または様式第8号）
- ・交付対象経費の内訳書（または様式第9号）
- ・交付対象経費に係る領収書の写し
- ・市内宿泊者の宿泊証明書（または様式第10号）
- ・コンベンションが開催されたことを証明する写真等

観光振興課で実績報告書兼交付請求書の内容を審査し、適当と認めたとき
額の確定を通知（様式第11号）するとともに、補助金を交付

お問合せ先 田辺市観光振興課 [所在地：646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号]

TEL:0739-26-9929 FAX:0739-22-9903

Mail:kankou@city.tanabe.lg.jp

HP: https://www.city.tanabe.lg.jp/soshiki/shokokanko/2/1_2/1400.html

